

『山手 237 番館』を歴史的建造物として認定しました！

横浜市では、歴史を生かしたまちづくりに取り組む中で、昭和 63(1988)年度施行の「歴史を生かしたまちづくり要綱」に基づき、近代建築、古民家、西洋館、土木産業遺産などを横浜市認定歴史的建造物として認定しています。この度、令和 5 年 9 月 7 日付で、外国人向け住宅として昭和初期に建てられた西洋館『山手 237 番館』を新たに認定しました。

今後の活用に向け、所有者により行われる予定の保全工事等に対して支援を実施していきます。



▲ 外観（車道側）



▲ 外観（庭園側）

1 建造物の概要

所在地	横浜市中区山手町 237 番地 1
内部	非公開
建築年	昭和初期（昭和 10(1935)年頃）
設計・施工	不詳
構造	木造 2 階建て
建築面積	148.44 m ²
延床面積	246.59 m ²
敷地面積	512.83 m ²



▲ 内観（1階居間部分）

※取材等をご希望の場合は、次の連絡先までお問い合わせください。

所有者：株式会社共立 総務部 Tel 045-473-8721

2 沿革等

山手 237 番館は、関東大震災後の昭和 10(1935)年頃に外国人向け住宅として建てられました。昭和 20(1945)年に米軍により接収され、昭和 24(1949)年までに接収が解除されました。その他の期間は主に借家として利用され、複数の家族が住んだ履歴があります。

3 特徴・価値

(1) 建物の立地

この建物が立地する敷地は、山手の丘に広がる旧外国人居留地のほぼ中央に位置しています。尾根沿いの山手本通りから少し入った場所になりますが、すぐ近くには元町公園や外国人墓地など、山手の歴史的景観を色濃く残す施設が点在する地区にあたります。

(2) 創建当初の姿を留める外国人向け住宅

山手 237 番館は、所有者であったハンガリー人のアントニー・エルケット氏とその夫人のミツ氏により外国人向け住宅として建てられました。木造 2 階建ての洋館の主屋と、これに接続する使用人室の和館である付属屋で構成され、居住者が日本の地で生活することを想定したつくりとなっています。

建物は、街路と平行に建てられ、奥側に庭園を備える配置となっています。山手地区では、かつて同様の配置の西洋館が立ち並び、この地区ならではの景観が形成されていました。

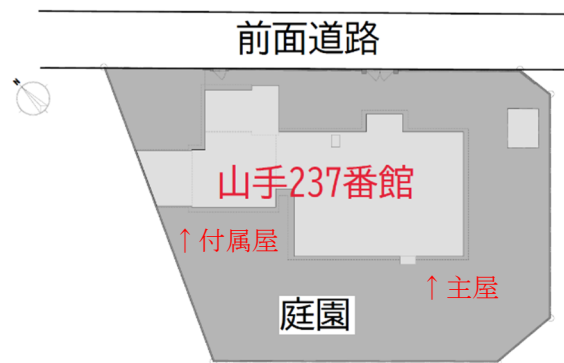
この建物の特徴である大きな切妻型の屋根も相まって、かつての山手の趣を偲ばせる歴史的景観の要素となっています。



▲ 下見板貼りの付属屋



▲ 内観（付属屋和室）



配置図

(提供：株式会社ユー・エス・シー)

◆ (参考) 「歴史を生かしたまちづくり要綱」及び「横浜市認定歴史的建造物」について

横浜市は、歴史的資産を評価しまちづくりの資源として位置付け、保全活用を積極的に図っていくため、昭和 63(1988)年度に「歴史を生かしたまちづくり要綱」を施行しました。この中で、主に建造物の外観保全と活用を促進するため、専門家の調査により価値が高いとされた建造物を「登録」し、中でも更に価値があると判断されたものを所有者による同意を得た上で「認定」しています。

歴史的建造物の認定にあたっては、「歴史的景観保全委員」へ意見聴取を行い、所有者と共に建造物の保全すべき部位や方向性等をまとめて「保全活用計画」を定めることとなります。認定された場合、保全のための改修等に必要費用の一部について、市の助成を受けることが可能です。

お問合せ先

都市整備局都市デザイン室長 光田 麻乃 Tel 045-671-2009